

A39 可能です。

【解説】

生命保険の契約形態によっては、MS 法人の経費として処理することができます。

養老 保 険	保険金受取人		主契約保険料		特約保険料	
	死亡保険金	生存保険金				
	法人		資産計上		損金算入※2	
	従業員の遺族	従業員	給与			
従業員の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金算入※1				
定 期 保 険	死亡保険金の受取人		主契約保険料		特約保険料	
	法人		損金算入		損金算入※2	
	従業員の遺族		損金算入※1			
定 期 付 養 老 保 険	区分	保険金の受取人		主契約保険料		特約保険料
		死亡 保険金	生存 保険金	養老保 険 部 分	定期保 険 部 分	
	保 険 料 が 区 分 さ れ て い る 場 合	法人		資産計上	損金算入	損金算入※2
		従業員の遺族	従業員	給与	損金算入※1	
		従業員の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金算入 ※1		
	保 険 料 が 区 分 さ れ て い な い 場 合	法人		資産計上		損金算入※2
		従業員の遺族	従業員	給与		
従業員の遺族		法人	1/2 資産計上 1/2 損金算入※1			

※1 役員又は特定の従業員のみを特約給付金の受取人とする場合には給与となります。

※2 役員又は特定の従業員のみを被保険者とする場合には給与となります。